

## 順 守 誓 約 書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所  
氏 名

開発行為の許可を受けた後においては、下記の事項を順守し、都市計画法の規定に違反することのないよう施行することを誓約します。

### 記

- 1 開発許可を受けた内容を変更する場合は許可を受けること。  
特に、予定建築物の用途変更については、都市計画制限の範囲内で行わないこと。
- 2 開発許可を受けた後、開発行為を行う場合は次の事項を順守すること。
  - (1) 工事に着手しようとするときは、工事着手届を提出すること。(市規則第5条)
  - (2) 工事期間中は、当該開発区域の見やすい場所に開発標識を掲示するとともに、許可の際付される条件に従い施行すること。(市規則第4条)
  - (3) 工事を廃止しようとするときは、その旨を工事の廃止届出書により届出ること。(都市計画法第38条)
  - (4) 工事を完了したときは、その旨を工事完了届書により届出ること。(都市計画法第36条)
  - (5) 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の規定による公告があるまでの間は、建築物等の建築工事に着手しないこと。この場合において、やむを得ず建築物等の建築工事に着手する場合は、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を得ること。(都市計画法第37条)
  - (6) 建築工事に着手しようとする場合は、建築確認申請書を提出すること。(建築基準法第6条)
  - (7) 他の法律の規制を受ける場合は、その許認可を受けること。
  - (8) 工事施工方法等について地域住民に十分説明を行い、工事中はもちろん、準備の段階においても、苦情等がある場合には誠意を持って対応すること。